

○ 学校と警察の連携による「いしかわS & Pサポート制度」及び「かなざわS & P安全サポート制度」の運用について（通達）

令和2年7月31日  
人少甲達第59号、生企甲達第106号、  
地甲達第74号、生捜甲達第23号、  
刑企甲達第92号、交企甲達第81号  
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 令和2年3月27日付け少甲達第25号、生企甲達第36号、地甲達第41号、生環甲達第6号、刑企甲達第44号、交企甲達第31号「学校と警察との連携による「いしかわS & Pサポート制度」の実施について（通達）」

「いしかわS & Pサポート制度」及び「かなざわS & P安全サポート制度」については、下記の点を踏まえ運用されたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 本制度の趣旨

警察で取り扱った児童生徒の犯罪事案等を必要に応じて個々具体的に学校に連絡し、また、学校側からも必要な情報の提供を受けることによって、警察と学校がより深い連携を保ち、両者の共通の目的としている再非行や犯罪の被害防止等に努め、もって児童生徒の健全育成を図るものである。

2 本制度の関係機関と相互連絡の対象

- (1) 本制度による連携を行う関係機関は、本制度に係る協定等に定める関係機関とする。
- (2) 相互連絡の対象事案は、本制度に係る協定等に定める対象事案等で、児童生徒に係る非行問題において、再非行及び犯罪被害の防止上並びに当該学校における周辺児童生徒の健全育成の対策上、警察本部人身安全・少年保護対策課長及び警察署長と学校長がそれぞれにおいて、相互連絡が必要と認められるものとする。

3 配意事項

本制度を有効に機能させ、関係機関との相互信頼を保持するため、次の事項に配意されたい。

(1) 情報の一元化と正確な連携

相互連絡を必要とする事案は、生活安全部門に限らず、刑事、交通等の他部

門にも及んでいることから、警察本部人身安全・少年保護対策課担当補佐及び警察署生活安全担当課長に情報を一元化し、連絡漏れのないように努めるとともに、連絡に齟齬<sup>そご</sup>を生じることのないよう、情報内容を精査し、正確な連絡に努めること。

(2) 保護者の理解と協力

本制度を運用する必要がある事案と判断した場合、保護者には、事案について警察から学校に連絡することを確実に伝え、保護者の理解と協力を確保すること。

(3) 再非行防止、健全育成への配慮

本制度の運用に当たっては、対象児童生徒の再非行等の防止や健全育成が図られ、また校内外における周辺児童生徒への影響等を十分に考慮し、個々の事案に応じた適切な事後措置が講じられるよう配慮すること。

また、警察からの情報のみをもって対象事案に関係する児童生徒に不利益な処遇がなされることのないよう、警察から学校に連絡する際には言動及びその内容に十分注意すること。

(4) 保秘の徹底

相互に提供された情報については、個々具体的な個人情報であることから、秘密の保持に十分留意し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれをしないこと。